

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年5月3日 14時30分ごろ
発生場所	長崎県長崎市茂木港南南西方沖 トウノ瀬照射灯から真方位054°1,170m付近 (概位 北緯32°40.8′ 東経129°54.6′)
事故の概要	漁船新生丸は、北北東進中、また、ミニボート（船名なし）は、船首を南西方に向けて錨泊中、両船が衝突した。 ミニボートは、操縦者及び同乗者2人が負傷し、左舷船首部外板の破口等を生じ、また、新生丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和4年5月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者 等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 新生丸、4.0トン NS3-401336（漁船登録番号）、個人所有 9.95m(Lr)×2.57m×0.87m、FRP ディーゼル機関、118.00kW、昭和57年8月6日 第292-21056号（船舶検査済票の番号） B ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約3.12m×約1.05m×約0.40m、FRP ガソリン機関（船外機）、1.47kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 82歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年5月25日 免許証交付日 令和元年10月3日 (令和7年2月19日まで有効) B 操縦者B 75歳
死傷者等	A なし B 軽傷 3人（操縦者B及び同乗者2人）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に破口、船外機に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約3.5m/s、視界 良好

<p>事故の経過</p>	<p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p> <p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、たい一本釣り漁の目的で、令和4年5月3日07時00分ごろ茂木港の係留場所を出港し、長崎市榊島南西方沖の漁場に至って操業を行った後、13時40分ごろ同漁場を発進して帰途についた。</p> <p>船長Aは、GPSプロッターを作動させ、操縦区画の椅子に腰を掛けて操船に当たり、約14～15ノットの対地速力で、手動操舵により航行していた。</p> <p>船長Aは、トウノ瀬南南西方沖を航行中、黒瀬東方沖に漂泊している小型船舶（以下「C船」という。）を視認し、いつものように右転してトウノ瀬北方沖を東進した後、左転して北北東進を開始した。</p> <p>船長Aは、C船を右舷方約100m隔てて通過する進路となり、右舷方のC船の動静を監視しながら同じ針路及び速力で航行していたところ、14時30分ごろ船首部付近に衝撃を感じたので、主機を中立運転として停船し、後方を確認してB船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、A船を反転させて転覆しているB船に寄せ、B船にしがみついていたB船の乗船者3人をA船に引き揚げて乗せた後、茂木港に向かった。</p> <p>船長Aは、航行中、操縦者Bの携帯電話に掛かってきた海上保安庁からの電話に出て、本事故の発生状況等を伝えた。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り、親族2人（以下「同乗者B₁」及び「同乗者B₂」という。）を乗せ、釣りの目的で、13時30分ごろ長崎市宮摺の海岸を出発し、13時35分ごろ黒瀬東方沖の釣り場に到着して船首を南西方に向け、船外機を停止して錨泊した。</p> <p>B船の乗船者は、13時40分ごろ、操縦者Bが船尾部の板に、同乗者B₁が船首部の板に、同乗者B₂が中央部の板にそれぞれ船首方を向いて腰を掛け、いずれも身体を左舷方に向けて釣りを開始した。</p> <p>操縦者B、同乗者B₁及び同乗者B₂は、釣果があったので、時間が経過するうちに釣りに夢中になっていた。</p> <p>操縦者Bは、衝突の約3秒前、ふと左舷方に目を向けると左舷船首方約20～25mのところ、B船に向かって航行してくるA船を視認したので、危険を感じて立ち上がり、そのことに気付いた同乗者B₁及び同乗者B₂が、左舷方を見て、至近に接近したA船を認めたものの、どうすることもできず、B船の左舷船首部とA船の船首部とが衝突し、B船が右舷側に転覆し、B船の乗船者3人が海に投げ出された。</p> <p>B船の乗船者3人は、泳いでB船に辿り着き、B船にしがみついていたところ、反転して戻ってきたA船に引き揚げられ、A船で茂木港に向かった。</p> <p>操縦者Bは、14時53分ごろ携帯電話で119番通報を行った。</p>
--------------	--

	<p>B船の乗船者3人は、茂木港に到着後、操縦者B及び同乗者B₁が救急車で長崎市内の病院に搬送されて操縦者Bが右足挫創等と、同乗者B₁が溺水による急性肺水腫とそれぞれ診断され、同乗者B₂が同院を受診して前胸部打撲等と診断された。</p> <p>B船は、A船によって茂木港にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船及び転覆した状態のB船、写真2 B船の損傷状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、トウノ瀬南南西方沖を航行中、黒瀬東方沖に漂泊しているC船のみを視認し、その付近にはC船しかいないと思い、トウノ瀬を通過して左転する際、転針方向を確認したが、ミニボートであるB船の存在に気付かず、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、その後は右舷方のC船の動静に意識を向けていたので、衝突するまでB船に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>B船は、長さが3m未満(全長×0.9)のミニボート規格で、船外機の出力は1.47kW(2馬力未満)であった。</p> <p>B船は、船尾部に予備の釣り竿(約3m)を垂直に立てていた。</p> <p>操縦者Bは、本事故発生場所付近で釣りを行った経験が幾度もあり、これまで航行中の他船が錨泊中のB船を避けてくれていたので、本事故当時も他船が避けて航行してくれると思い、また、釣果があったので、時間が経過するうちに釣りに夢中になり、釣竿の方に意識が向いた状態であったと本事故後に思った。</p> <p>B船の乗船者は、全員、膨張型の肩掛け式救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、茂木港南南西方沖を北北東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、右舷方のC船の動静に意識を向けながら同じ針路及び速力で航行を続けたことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと推定される。</p> <p>船長Aは、トウノ瀬南南西方沖を航行中、黒瀬東方沖に漂泊しているC船のみを視認していたことから、黒瀬東方沖にはC船しかいないと思い込み、トウノ瀬を通過して左転する際、転針方向を確認したものの、海面からの高さの低いB船に気付かず、前路に航行の支障となる他船がいなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、茂木港南南西方沖において船首を南西方に向けて釣りを行いながら錨泊中、操縦者Bが、航行中の他船が錨泊中のB船を避けて航行してくれると思い、釣竿の方に意識が向いた状態で錨泊を続けた</p>

	<p>ことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと推定される。</p> <p>操縦者Bは、本事故発生場所付近で釣りを行った経験が幾度もあり、これまで航行中の他船が錨泊中のB船を避けてくれていたことから、本事故当時も他船が避けて航行してくれると思っていたものと考えられる。</p> <p>操縦者B、同乗者B₁及び同乗者B₂は、釣果があったことから、時間が経過するうちに釣りに夢中になり、釣竿の方に意識が向いた状態であったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、茂木港南南西方沖において、A船が北北東進中、B船が船首を南西方に向けて錨泊中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、右舷方のC船の動静に意識を向けながら同じ針路及び速力で航行を続け、また、操縦者Bが、航行中の他船が錨泊中のB船を避けて航行してくれると思い、釣竿の方に意識が向いた状態で錨泊を続けたため、両船が衝突したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中の船舶の船長は、転針方向を確認する際、進路上に複数の船舶がいることがあるので、1隻の船舶にのみ意識を向け過ぎず、常時、適切な見張りを行いながら航行すること。 ・錨泊中のミニボートの操縦者は、釣りをを行う場合、釣りに意識を向け過ぎず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ミニボートは、3m以上の高さのポールを使用して目印となる旗を掲げ、他船からの視認性を高めておくことが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

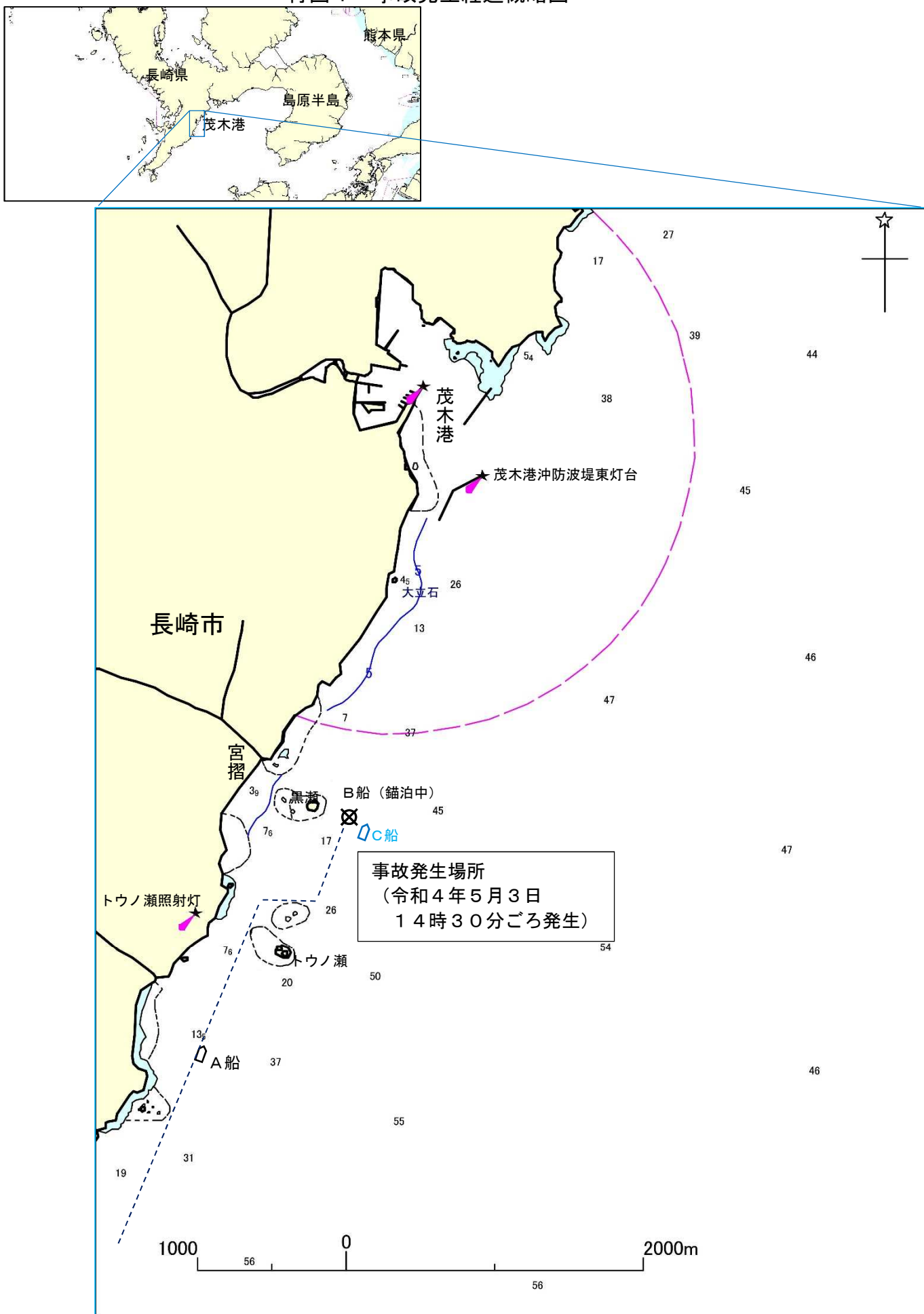


写真1 A船及び転覆した状態のB船



(海上保安庁提供)

写真2 B船の損傷状況



(操縦者B提供)